

道路運送法違反に対する処分

熊本運輸支局長は、道路運送法に違反した次の者について、自家用自動車の使用禁止を命じました。

処分年月日	違 反 者	処分内容	主な違反条項	違反行為の概要
令和 7 年 7 月 3 1 日	熊本県菊池市の男性 1 名	6 0 日車	道路運送法 第 4 条違反	許可を受けずに一般旅客自動車運送事業を經營した。